

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年7月29日（金）17:00～17:18
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 奥野 哲朗 厚生労働省医政局医事課課長補佐
- 菅野 喜之 厚生労働省医政局医事課企画法令係長

<事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長
- 坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- 3 閉会

○事務局 それでは、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」でございまして、7月13日のワーキンググループヒアリングで、東京都と聖路加病院、厚生労働省にお越しいただきまして、認定後の事務手続の遅れという話と、あと、口上書の発出というものがあつたということで、その点について御説明をいただきました。

本日は、厚生労働省にお越しいただいていまして、そういった手続の詳細ですとか、今後の対応ということについて、御説明をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○奥野課長補佐 厚生労働省医政局医事課の奥野でございます。よろしく願いいたしま

す。

まず、簡単に御説明を差し上げます。本日お配りしております医政局医事課の7月29日付の回答文書を御覧いただければと存じます。

まず、事項1でございまして、口上書は法的根拠がどのようなもので、どのような文書かという御質問であったかということですが、まず、現在の制度を御説明差し上げますと、医師の国家試験というものは原則日本語で受けていただきまして、また、仮に外国で医師免許を取られた方が日本に来られた場合にも、日本語で試験を受けていただく。その際には、日本語の能力を、N1という資格を日本語試験を受けていただいております。この点について、通知という形で我々は求めているところですが、この原則を覆す必要がございますので、文書にて口上書というものを取り交わして、この通知を変えるということが必要でございますので、口頭ではなく文書で取り交わしているということでございます。ただし、何か法的根拠があるような文書ではございませんので、レベルで言うと、日本と大使館との間での通知のようなものということでございます。

続きまして、事項2及び3でございます。御指摘いただきましたとおり、今般、事務処理の遅れというものが見られまして、その点大変反省しておるところでございますが、何が起こったかということで、資料1に簡単にまとめさせていただいております。昨年6月に東京都において2人のアメリカ人医師を受け入れることが決まった後に、厚生労働省としてどう対応したかということでございますが、およそ半年間、頻度といたしましては、月に1、2度外務省に対して大使館の連絡先等を継続して問い合わせをしていたところでございます。電話及びメールでしておったところでございますが、連絡がいただけなかったもので、平成28年2月に直接訪問させていただきまして、大使館との調整を開始いたしました。およそ3カ月の調整を経て、大使館との調整が終わりまして、口上書を6月に大使館から外務省にお送りいただきました。外務省を経由して、当省宛てに通知が来まして、当省で4日間で通知を大使館宛てに返したということございまして、当方といたしましては、6月から2月まで連絡はしていたと言っても、それほど強い督促ができなかったというところに反省点があると認識しております。

このため、別紙の資料2でございますが、今後の標準的な作業といたしましては、試験を受け付けられる6月までに、最短で3カ月で処理をできるような形でと考えております。このため、6月から逆算いたしまして、2月までに申請があれば、口上書の調整を2カ月いたしまして、その後の事務手続は、これは外務省及び厚生労働省での手続となりますが、それぞれ1週間ごとということで、1カ月で終わらせて、3カ月の間で処理をしようと考えてございまして、このようなスケジュールにつきまして、外務省、大使館などの関係者と共有をして、きちっと処理をしていくと考えているところでございます。

御説明は以上とさせていただきます。

○八田座長 ありがとうございます。

先ほどの御説明では、厚生労働省医政局局長通知平成17年、日本語試験を課するということがあるのですが、英語による試験に関しては何かの通知で定められているのですか。

○奥野課長補佐 英語による試験は何も通知では定めておりませんので、それを可能とするために口上書を取り交わしているということでございます。

○八田座長 これは通知を出す必要はないのですか。日本語能力による試験を課すということだけ言って、他は英語による試験をやっているにもかかわらず、きちんと公開された情報がないというのはまずいのではないですか。

○奥野課長補佐 英語でやっているというのは、あくまでも今回特区で認められております2カ国間での協議の上で、協議が調べば個別に認めるというものでございますので、一般に誰でも英語で試験を認めますということではございません。

○八田座長 特区の前から二国間協定はありましたね。それは英語の試験をやっていたのではないですか。

○奥野課長補佐 さようでございます。

○八田座長 だから、特区とは関係ないでしょう。

○奥野課長補佐 特区とは関係ございません。

○八田座長 二国間協定でやれば英語の試験が受けられますよというのは何か公的な形で世の中に知らせていないのですか。

○奥野課長補佐 そういう形では知らせてはおりません。

○八田座長 そうしたら、例えば、シンガポールの医者が日本でやりたいというときの手続が分からないですね。

○奥野課長補佐 そのときは、概ね大使館を通していただくので、大使館にきちんと情報を提供するということかと思えます。

○八田座長 それは元来ならばもうちょっとオープンな形にすべきことですね。

○奥野課長補佐 要するに、二国間協定というものの存在を広く知らしめるための取組をするということでございますね。

○八田座長 それを利用する人たちに、このようにして扱いますよということを使うべきですよ。

○奥野課長補佐 その点、検討させていただきます。

○八田座長 そして、それをやればいちいち口上書などなくても済むわけですね。

○奥野課長補佐 口上書というものは勤務先の病院がどこですとか、具体的に決まってくるものですので、それがあれば口上書が要らないというものではないと思えます。

○八田座長 分かりました。

では、あと他の点について、委員の方から御意見を伺います。

○原委員 今の点で補足ですけれども、まず、一般ルールはきちんと定めたらいいと思えますし、その上で、勤務場所を特定するというのは、今の二国間協定の場合にも同じなのですか。

- 奥野課長補佐 はい。全てにおいてそうです。
- 原委員 試験を受けて合格したときに、その条件を付けられるわけですね。あなたはここでしかできませんということ。
- 奥野課長補佐 原則として、受かる前にここで働いていただくことを条件に受けていただくということが決まります。
- 八代委員 それは転職できないわけで、別の病院に転職したらまたやり直しになるわけですか。
- 奥野課長補佐 転職の場合、やり直しというよりは、病院で外国語を使う医師の受入体制をしっかり整えないといけないので、整っていれば、再度口上書を出して、新たに試験を受けていただくことを求めるつもりはございません。
- 八代委員 だけれども、口上書に聖路加病院と書いてあるから、他の病院に移ったらその口上書は無効になるわけですね。
- 奥野課長補佐 さようでございますので、新たに口上書を作らなければいけないということでございます。
- 八代委員 英語による診察を行う設備があることが問題なわけですね。だから、厚生労働省の方で英語による診察を行うときにはどんな条件が必要かというのを明確に定義してもらえれば、いちいち個別にそういうことを判断しなくても、それを満たす病院であればどこでもいいわけですね。
- 奥野課長補佐 英語に関してはそうですね。英語を話せる看護師が何人いるですとか。人数のこともあるので、あまり何十人も来られてもというのはあるので、そこら辺は色々個別に見る必要はあるのかなとは思っています。
- 八代委員 外国で、例えば、アメリカの受入れ側では同じような条件を課しているのですか。口上書で。
- 奥野課長補佐 そうですね。大体相互協定ですので、例えば、フランスとか向こう側でも、英語で試験を受けてもらって、そのときは外国人を診るという同じ条件で基本的にやっております。
- 八代座長 フランスも。
- 奥野課長補佐 シンガポールも。
- 八代座長 特定の病院だけという。
- 奥野課長補佐 そうです。同じ条件でということでございます。
- 阿曾沼委員 一つ教えてほしいのですが、例えば、看護師で英語が話せる人が何人とか、技師だとか薬剤師が何人だとか、何か規定があるのですか。
- 奥野課長補佐 規定はございません。あくまでも個別に見て働いていただけるかということ。
- 阿曾沼委員 個別に誰がどのような基準で見るとのですか。
- 奥野課長補佐 そこは当然厚生労働省は見ますし、今回の場合ですと東京都も。

- 阿曾沼委員 申請書を書くのですか。
- 菅野係長 申請書という形ではないです。
- 阿曾沼委員 申請書も何もないのにどうやって見て評価するのでしょうか。見るということはどういうことですか。届出をするということですか。認可をするということですか。
- 菅野係長 大使館との調整の中で、今回だったら聖路加病院で。
- 阿曾沼委員 そのときに、例えば、看護師何人が英語を話せるのか、受付の人はどうなのか、また、通訳はいますかということなどを全部チェックするということですか。基本的には包括的に日本の医療機関で働いていいということの承認ですね。口上書はその医師の移動の度に提出するものなのではないでしょうか。いちいちやるというのも大変だという気がします。
- 奥野課長補佐 おっしゃることはよく分かりますので。
- 阿曾沼委員 条件もないわけでしょう。条件があるのだったらいいのですけれど。例えば、条件書があって、条件書に○×を付いたり、人数を入れるということであれば当然やらなければいけないでしょうけれども、何か中途半端な気がしますね。
- 奥野課長補佐 やり方としては、一つの病院だけでやるのかではなくて、可能性のある病院をまず認めてしまうとか、そういうやり方はもしかしたらあるかもしれませんので、柔軟に。
- 阿曾沼委員 聖路加も二つ医療機関がありますね。医療機関コードが違いますから転勤ですよ。いちいち口上書を提出しなければならないとなると大変ですね。同一法人内ならいいのでしょうか。
- 奥野課長補佐 さすがにそこまでは求めるつもりはございませんので、そこは趣旨を理解しました。相手もあることなので、こちらだけそういうことを緩めますよというのは。
- 阿曾沼委員 グループで医療法人をいくつも持っている場合は、人事の異動は意外と多くありますね。その辺は柔軟に対応できて、雇用者も御本人もあまり負担にならないような仕組みがちゃんとできるといいですね。
- 奥野課長補佐 柔軟にかつ、人の命がどうしてもかかっているもので、そこはバランスを見ながら考えさせていただきたいと思います。
- 八代委員 何か臨床研修指定病院みたいに英語対応能力がある病院の基準を決めて事前にアプライしておけば、それを認定して、英語による試験を通った外国人医師を、現実に受け入れるかどうかは別にして、受け入れられると、そうしないと個別に審査するというのはそちらも大変だし、地方、例えば、札幌だと北海道の出先があるわけだけでも、そんなところも経験がないとよく分からないわけですね。そうすると、結局地方に規制がかかってしまうというので、今後こういうのが増えてくると客観的な基準が必要ですね。
- 奥野課長補佐 そうですね。外国人の旅行者なども増えている現状もございますので、いただいた御意見を踏まえて。
- 阿曾沼委員 修練制度は意外と前提条件がいっぱいありますね。

でも、二カ国間協定での医師採用は口上書さえ出せばどこでも勤められるということなのではないでしょうか。ハードルは低いということで新たに規制を作られると困りますね。試験を通過しているわけだから、二国間協定の方が柔軟性を持っていますね。英語で試験を通過してしまえば、医者として認知されているわけですから、職業の選択の自由も当然彼らに付与されるわけですね。本来、条件書なんかは必要ないのでしょうかね。

○八田座長 今、八代委員が言われたようなことを満たしていれば、オートマチック。それ以外は個別に審査します。

○阿曾沼委員 その辺のルールを作っておいた方が柔軟に運用できますね。

○奥野課長補佐 基準というかですね。

○八代委員 二国間協定と言っても別にアメリカ大使館は文句を言わないわけですから、結局、厚生労働省が腹をくくればそれで済むだけの話ですし。

○阿曾沼委員 今4カ国以外に二国間協定を結んでくださいという医療機関からの要請というのは具体的にはないのですか。

○奥野課長補佐 今のところはございません。ただ、特区というか、決められていますので、要望があれば前向きに検討して、今後さらに拡大というのはあると思います。

○阿曾沼委員 さらに、この国と二国間協定を結んでくださいということは言えるわけですね。

○奥野課長補佐 はい。

○八代委員 大事なのは、カナダとかシンガポールとかオーストラリアだって英語でやっているわけだから、そのときまたオーストラリアと二国間協定を結ぶのか。アメリカと結んでいけば別に英語圏は他は自動的にとかと、一種の最恵国待遇みたいな考え方を使わないと手間が大変ですよ。カナダとアメリカでまたやり直しをするなどということが起こると。

○奥野課長補佐 その国の医療教育などのあり方もきちんと見てそこは判断する必要がありますので、言語だけというものではなく。

○八代委員 しかし、途上国はともかく。

○原委員 でも、これは試験を受けるわけですね。

○奥野課長補佐 試験は受けますが、受験資格というものがございまして、日本の場合は大学医学部卒業という形で担保しておるのですけれども、海外の場合は免許を取っていれば基本的にはクリアするという形になっていますので、免許を取るのがすごく簡単だと、試験だけでたまたま突破されてしまうと危ないというのはあるかな。

○八田座長 そうすると、まず、スケジュールを出していただいたので、スケジュールについては大体こんなものでよろしいですか。よろしければ、このスケジュールをなるべく公にみんなに見られるようにすることが必要だと思います。

もう一つは、先ほどのこういう手続があるということ英語の試験に関しては各国の人たちに見えるように、基本的には英語ででしょうけれども、通知を世の中の人に見てもら

えるようにするという事ではないかと思ひます。

○奥野課長補佐 承知いたしました。

○八田座長 他に何かありますか。

○八代委員 厚生労働省のホームページで、英文のホームページにちゃんと載せていただくということですね。

○八田座長 分かりました。

それでは、よろしくお願ひいたします。